

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
<p>(指定無線設備) 第五十一条の二の二 法第百二条の十三第一項の規定により指定する無線設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>【一・二 略】</p> <p>三 七二五MHzを超え七四八MHz以下、七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、これらの周波数の電波を受信し、当該電波を増幅して送信するもの</p> <p>【削る】</p>	<p>(指定無線設備) 第五十一条の二の二 【同上】</p> <p>【一・二 同上】</p> <p>三 七二八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、これらの周波数の電波を受信し、当該電波を増幅して送信するもの</p> <p>四 八八九MHzを超え九一一MHz未満の周波数の電波を送信に使用する無線電話の無線設備であつて、基地局又は陸上移動中継局に使用される無線設備が送信する電波を受信することにより送信が制御される無線設備以外のもの</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(空中線電力の許容偏差)  
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(空中線電力の許容偏差)  
第十四条 「同上」

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
十 第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局(基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。以下同じ。)の送信設備	八七	七四
陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備(七一五MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。)であつて、基地局と通信を行うもの	八七	六二

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
十 「同上」	「同上」	「同上」
陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。)であつて、基地局と通信を行うもの	「同上」	「同上」

〔十一〕二十略〕

〔十一〕二十 同上〕

〔2〕5 略〕

〔2〕5 同上〕

(副次的に発する電波等の限度)  
第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

(副次的に発する電波等の限度)  
第二十四条 「同上」

〔2〕略〕  
3 第四十九条の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔2〕同上〕  
3 「同上」

無線局の種類	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	七一五MHzを超え七四八MHz以下、七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)四八・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項から第八項までにおいて

無線局の種類	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下	ア 「同上」	「同上」



[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

[5] 34 略

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備であつて、七一五MHzを超え七四八MHz以下、七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件(陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。)に適合するものでなければならぬ。

[一・二 略]

[2 略]

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式(半複信方式のものを含む。)を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

無線設備の区分	周波数
基地局の無線設備	七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七一五MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下

一 一般的条件

チ [イ]ト 略

チ [略]

(1) [略]

(2) 自動出力補正機能が保証する空中線電力の偏差が、第十四条に規定する空中線電力の許容偏差内であること。

リ チャネル間隔は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数に依り同表下欄に掲げるとおりとする。

[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

[5] 34 同上

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備であつて、七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件(陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。)に適合するものでなければならぬ。

[一・二 同上]

[2 同上]

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

無線設備の区分	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下

一 一般的条件

チ [イ]ト 同上

チ [同上]

(1) [同上]

(2) 自動出力補正機能が保証する空中線電力の偏差が、第十四条に規定する空中線電力の許容偏差内であること。

無線設備の区分		周波数	チャンネル間隔
陸上移動局の無線設備	七七〇MHzを超え七七三MHz以下	三MHz	
	七七三MHzを超え八〇三MHz以下	三MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz	
	又は一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下		
	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下	三MHz、五MHz、一〇MHz又は一五MHz	
	又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下		
	一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は二、一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下	五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz	
	七二五MHzを超え七二八MHz以下	一八〇kHz、一・〇八MHz、三MHz	
	七一八MHzを超え七四八MHz以下	一八〇kHz、一・〇八MHz、三MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz	
	又は一、七一〇MHzを超え一、七八五MHz以下		
	八一五MHzを超え八四五MHz以下	一八〇kHz、一・〇八MHz、三MHz、五MHz、一〇MHz又は一五MHz	
又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下			
一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下	一八〇kHz、一・〇八MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz		
下			

〔二〕略

2 前項の陸上移動局の無線設備（第一項及び第五項並びに第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。）は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一〕三 略

四 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次のとおりであること。

イ チャンネル間隔が三MHzのものにあつては、任意の二・七MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

ロ 〔略〕

ハ 〔略〕

〔五・六 略〕

〔三〕五 略

6 第一項の陸上移動局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものは、同項（第一号へを除く。）に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔二〕同上

〔同上〕

〔一〕三 同上

四 〔同上〕

〔新設〕

イ 〔同上〕

ハ 〔同上〕

〔五・六 同上〕

〔三〕五 同上

〔同上〕

【一・二一 略】

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔と同じチャンネル間隔の送信帯域の周波数帯（当該周波数帯に第一項及び本項に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）及び空中線端子において、次のとおりであること。

㉔ 通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔が三MHzのものにあっては、任意の二・七MHz帯（(一)四・五MHz帯（「リフレクティブ」の送信等））にあっては、

㉕ 帯幅 [略]

【四・五 略】

別表第二号（第6条関係）

【第1～第11 略】

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

1 第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局

【(1) 略】

(2) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信若しくはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を中継するもの

㉖ チャンネル間隔が3MHzのもの 3MHz

㉗ 帯幅 [略]

【2～4 略】

5 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割復信方式（半復信方式のものを含む。）を用いるもの

㉘ チャンネル間隔が3MHzのもの 3MHz

㉙ 帯幅 [略]

【一・二一 同五】

三 【同上】

【新設】

㉔ 帯幅 [同五]

【四・五 同五】

別表第二号（第6条関係）

【第1～11 同左】

第12 【同左】

1 【同左】

【(1) 同左】

(2) 【同左】

【新設】

㉖ 帯幅 [同左]

【2～4 同左】

5 【同左】

【新設】

㉘ 帯幅 [同左]

⑫ 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じて⑫から⑮までに定める値

⑮ [略]

⑯ [略]

[ 6 略]

[第13～第79 略]

⑬ 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じて⑬から⑭までに定める値

⑭ [同左]

⑮ [同左]

[ 6 同左]

[第13～第79 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

出 発	出 発
<p>別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係) 第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の 工事設計書 [様式略] [注 1・2 略] 3 2の②の欄は、「F 3 E 142MHzから162MHzまで」又は「F 3 E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。 [1]～[3] 略] (4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第2 1号の3、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の 9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うこと ができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の200の3まで、第11号の22から 第11号の24まで、第11号の29、第11号の31、第11号の33、第21号の3若しくは第54号 の5に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するもの にあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯 (次のアからエに掲げる周波 数帯をいう。) 及び当該搬送波の数を記載すること。 ア <u>715MHzを超え748MHz以下及び770MHzを超え803MHz以下の周波数帯</u> [イ～ス 略] [5]・[6] 略] [4～12 略] [第二～第六 略]</p>	<p>別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係) 第一 [同左] [様式同左] [注 1・2 同左] 3 [同左] [1]～[3] 同左] (4) [同左] ア <u>718MHzを超え748MHz以下及び773MHzを超え803MHz以下の周波数帯</u> [イ～ス 同左] [5]・[6] 同左] [4～12 同左] [第二～第六 同左]</p>

備考 表中の「」の記載は加記しない。

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六又は第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六又は第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

4 この省令の施行の際現にされているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

6 陸上移動局に使用するための無線設備であつて、この省令による改正前の設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項に規定する七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局に使用するための無線設備の条件に適合するものとして法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証により表示が付されているものうち、変更の工事を伴わずに七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数において、シングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式の携帯無線通信を行う機能を有するものについては、この省令による改正後の設備規則第四十条の六の九第一項及び第二項に規定する七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数の電波を送信する陸上移動局に使用するための無線設備の条件に適合するものとして当該表示が付されているものとみなす。

## 別添 2

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変更後	変更前												
<p>第2 周波数割当表</p> <p>[1～7 略]</p> <p>[第1表～第3表 略]</p> <p>[国内周波数分配の脚注 略]</p> <p>[別表1-1～別表10-1 略]</p> <p>別表10-2 携帯無線通信（二周波方式のものに限る。）用の周波数表</p> <table border="1" data-bbox="1034 197 1136 1081"> <tr> <td>陸上移動局用周波数帯</td> <td>基地局用周波数帯</td> </tr> <tr> <td>715MHzを超え748MHz以下</td> <td>770MHzを超え803MHz以下</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[別表10-3～別表11-3 略]</p>	陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯	715MHzを超え748MHz以下	770MHzを超え803MHz以下	[略]	[略]	<p>第2 周波数割当表</p> <p>[1～7 同左]</p> <p>[第1表～第3表 同左]</p> <p>[国内周波数分配の脚注 同左]</p> <p>[別表1-1～別表10-1 同左]</p> <p>別表10-2 携帯無線通信（二周波方式のものに限る。）用の周波数表</p> <table border="1" data-bbox="1034 1153 1136 2038"> <tr> <td>陸上移動局用周波数帯</td> <td>基地局用周波数帯</td> </tr> <tr> <td>718MHzを超え748MHz以下</td> <td>773MHzを超え803MHz以下</td> </tr> <tr> <td>[同左]</td> <td>[同左]</td> </tr> </table> <p>[別表10-3～別表11-3 同左]</p>	陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯	718MHzを超え748MHz以下	773MHzを超え803MHz以下	[同左]	[同左]
陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯												
715MHzを超え748MHz以下	770MHzを超え803MHz以下												
[略]	[略]												
陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯												
718MHzを超え748MHz以下	773MHzを超え803MHz以下												
[同左]	[同左]												

標準 表中 [ ] の記載は任意である。

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

〔一〇五 略〕  
六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性

〔一〇五 同上〕  
六 〔同上〕

1 周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備

1 周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	<p>希望波（チャンネル間隔が一八〇㎓の搬送波の場合は、符号化率が三分の一であつて、二分のπシフト二相位相変調の信号で変調された搬送波、チャンネル間隔が一〇八㎓、三㎓、五㎓、一〇㎓又は二〇㎓の搬送波の場合）は、符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が次に掲げる基準感度（以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。</p> <p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>(1) チャンネル間隔が一八〇㎓の搬送波の場合 一五㎓の帯域幅で（一）一・二六・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）又は三・七五㎓の帯域幅で（二）一・三二・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(2) チャンネル間隔が三㎓の搬送波の場合 （一）一〇二・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(3) チャンネル間隔が一〇八㎓、五</p>	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が次に掲げる基準感度（以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上（注1）</p> <p>1 チャンネル間隔が一八〇㎓のもの（一）一〇七・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>2 チャンネル間隔が一〇八㎓のもの（1） 七・一五㎓を超え八〇三㎓以下の周波数の電波を使用するもの ア 複信方式の搬送波の場合 （一）一〇〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。） イ 半複信方式の搬送波の場合 （一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(2) 八・一五㎓を超え八九〇㎓以下の周波数の電波を使用するもの ア 複信方式の搬送波の場合 （一）九九・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。） イ 半複信方式の搬送波の場合 （一）一〇〇・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p>
感度	<p>希望波（チャンネル間隔が一〇八㎓、五㎓、一〇㎓又は二〇㎓の搬送波の場合は、符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波、チャンネル間隔が一八〇㎓の搬送波の場合）は、符号化率が三分の一であつて、二分のπシフト二相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が次に掲げる基準感度（以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。</p> <p>1 最大送信電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>(1) チャンネル間隔が一八〇㎓の搬送波の場合 一五㎓の帯域幅で（一）一・二六・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）又は三・七五㎓の帯域幅で（二）一・三二・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(2) チャンネル間隔が三㎓の搬送波の場合 （一）一〇二・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(3) チャンネル間隔が一〇八㎓、五</p>	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下陸上移動局の欄において同じ。）の受信電力が次に掲げる基準感度（以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上（注1）</p> <p>1 チャンネル間隔が一八〇㎓のもの（一）一〇七・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>2 チャンネル間隔が一〇八㎓のもの（1） 七・一五㎓を超え八〇三㎓以下の周波数の電波を使用するもの ア 複信方式の搬送波の場合 （一）一〇〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。） イ 半複信方式の搬送波の場合 （一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(2) 八・一五㎓を超え八九〇㎓以下の周波数の電波を使用するもの ア 複信方式の搬送波の場合 （一）九九・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。） イ 半複信方式の搬送波の場合 （一）一〇〇・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p>

- 五%以上
- の周波数の電波を使用するものにあつては(一)一〇一・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(半複信方式の搬送波の場合は(一)一〇二・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(、チャンネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九九デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(半複信方式の搬送波の場合は(一)九九・九デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(、チャンネル間隔が一・〇八MHz、五MHz又は二〇MHzの搬送波の場合(一)一〇〇・八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- 2 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(を超え三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(以下のものを○デシベルとする。)(以下のものを○デシベルとする。)(
- (1) チャンネル間隔が三MHzの搬送波の場合(一)九七・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- (2) チャンネル間隔が一・〇八MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの搬送波の場合(一)九五・八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- 3 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(以下のものを○デシベルとする。)(
- (1) チャンネル間隔が三MHzの搬送波の場合(一)九四・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- (2) チャンネル間隔が一・〇八MHz、五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの搬送波の場合(一)九二・八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- (3) 九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- ア 複信方式の搬送波の場合(一)九九デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- イ 半複信方式の搬送波の場合(一)九九・八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- (4) 一、四二七・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- ア 複信方式の搬送波の場合(一)一〇一・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- イ 半複信方式の搬送波の場合(一)一〇二・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- (5) 一、七一〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- ア 複信方式の搬送波の場合(一)九八・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- イ 半複信方式の搬送波の場合(一)九九・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- (6) 一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- ア 複信方式の搬送波の場合(一)一〇一・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- イ 半複信方式の搬送波の場合(一)一〇二・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(

- の周波数の電波を使用するものにあつては(一)一〇一・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(半複信方式の搬送波の場合は(一)一〇二・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(、チャンネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九九デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(半複信方式の搬送波の場合は(一)九九・九デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(
- (一)九九・八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(、チャンネル間隔が一・〇八MHzの陸上移動局であつて一、七一〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九八・五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(半複信方式の搬送波の場合は(一)九九・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九七・八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九六・八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)(、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九九・三デシベル(一ミリワットを○デシベ

- 3 チャンネル間隔が三MHzのもの
- (1) 七一五MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するもの
    - (一) 九九・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)
  - (2) 八一五MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
    - (一) 九九デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)
  - (3) 九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
    - (一) 九八・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)
  - (4) 一、七一〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
    - (一) 九八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)
- 4 チャンネル間隔が五MHzのもの
- (1) 七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するもの
    - (一) 九七・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)
  - (2) 八一五MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
    - (一) 九六・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)
  - (3) 九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
    - (一) 九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)
  - (4) 一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの
    - (一) 九九・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)
  - (5) 一、七一〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
    - (一) 九六・三デシベル(一

ルとする。)、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七一〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一) 九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一) 九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一) 九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七一〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一) 九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一) 九三・〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz





実効 プロ ット 選 択 度	1 最大送信電力が三八デシベル（一） ミリワットを〇デシベルとする。） を超えるもの	1 略
性 グ 特 キ ン	<p>(1) チャネル間隔が三〇MHzの基地局の場合</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）六MHz離れた周波数において、帯域幅が三MHzの変調された妨害波を（一）四三デシベル（一ミリワット）を〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>(2) チャネル間隔が五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）四三デシベル（一ミリワット）を〇デシ</p>	<p>一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(4) 一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの（二）九三・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>2 1 略</p> <p>チャネル間隔が三〇MHzのもの</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）六MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（±）九MHz以上離れた周波数において（二）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が三MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上</p> <p>3 6 略</p>
実効 プロ ット 選 択 度	1 最大送信電力が三八デシベル（一） ミリワットを〇デシベルとする。） を超えるもの	1 同上 〔新設〕
性 グ 特 キ ン	<p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）四三デシベル（一ミリワット）を〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>2 最大送信電力が二四デシベル（一） ミリワットを〇デシベルとする。） を超え三八デシベル（一ミリワット を〇デシベルとする。）以下のもの 基準感度より六デシベル高い希望 波に対し、チャネル間隔が五MHzの基 地局にあつては希望波の周波数から （±）一〇MHz離れた周波数において、 チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあ つては希望波の周波数から（±）一</p>	<p>2 同上</p> <p>〔同上〕</p>

ベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2

最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下のもの

(1) チャネル間隔が三MHzの基地局の場合

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)六MHz離れた周波数において、帯域幅が三MHzの変調された妨害波を(一)三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

(2)

チャネル間隔が五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合  
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

二・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)三八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3

最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下のもの  
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、

チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)三五デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4

最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下のもの  
基準感度より一四デシベル高い希

- 3 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超え二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のものを〇デシベルとする。）以下のもの
- (1) チャネル間隔が三MHzの基地局の場合  
 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）六MHz離れた周波数において、帯域幅が三MHzの変調された妨害波を（±）二五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上
- (2) チャネル間隔が五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合  
 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（±）三五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上
- 4 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの

望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（±）二七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

隣接 チャ ネル 選択 度	<p>1 最大送信電力が三八デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>(1) チャネル間隔が三MHzの基地局の場合 基準感度より八デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から（</p>	<p>(1) チャネル間隔が三MHzの基地局の場合 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）六MHz離れた周波数において、帯域幅が三MHzの変調された妨害波を（二）二七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>(2) チャネル間隔が五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（二）二七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
隣接 チャ ネル 選択 度	<p>2 略</p> <p>「1」 チャネル間隔が三MHzのもの 基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）三MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が三MHzの変調された妨害波を加</p>	<p>「1」 同上</p> <p>「新設」</p>
隣接 チャ ネル 選択 度	<p>1 最大送信電力が三八デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては基準感度より一〇デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から（±）五・〇〇二五MHz離れた周波数</p>	<p>「1」 同上</p> <p>「新設」</p>

えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上  
3||  
6|| 「略」

(±) 三・〇〇七五MHz離れた周波数において、帯域幅が三MHzの変調された妨害波を(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

- (2) チャネル間隔が五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合  
チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては基準感度より一〇デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から(±)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては基準感度より八デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から(±)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては基準感度より六デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から(±)一一・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2

- 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの  
(1) チャネル間隔が三MHzの基地局の

2||  
5|| 「同上」

において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては基準感度より八デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から(±)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては基準感度より六デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から(±)一一・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

2

- 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの  
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一一・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

場合

基準感度より八デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から(±)三・〇〇七五㎓離れた周波数において、帯域幅が三㎓の変調された妨害波を(一)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

(2) チャネル間隔が五㎓、一〇㎓、

一五㎓又は二〇㎓の基地局の場合  
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五㎓の基地局にあつては希望波の周波数から(±)五・〇〇二五㎓離れた周波数において、チャネル間隔が一〇㎓の基地局にあつては希望波の周波数から(±)七・五〇七五㎓離れた周波数において、チャネル間隔が一五㎓の基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇・〇一二五㎓離れた周波数において、チャネル間隔が二〇㎓の基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五〇二五㎓離れた周波数において、帯域幅が五㎓の変調された妨害波を(一)四七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3

最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

(1) チャネル間隔が三㎓の基地局の場合

ルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3

最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五㎓の基地局にあつては希望波の周波数から(±)五・〇〇二五㎓離れた周波数において、チャネル間隔が一〇㎓の基地局にあつては希望波の周波数から(±)七・五〇七五㎓離れた周波数において、チャネル間隔が一五㎓の基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇・〇一二五㎓離れた周波数において、チャネル間隔が二〇㎓の基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五〇二五㎓離れた周波数において、帯域幅が五㎓の変調された妨害波を(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4

最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より二デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五㎓の基地局にあつては希望波の周波数から(±)五・〇〇二五㎓離れた周波数において、チャネル間隔が一〇㎓の基地局にあつては希望波の周波数から(±)七・五〇七五㎓離れた周波数において、チャネル間隔が一五㎓の基地局にあつては希望波の周波

基準感度より八デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から(±)三・〇〇七五㎐離れた周波数において、帯域幅が三㎐の変調された妨害波を(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

(2) チャネル間隔が五㎐、一〇㎐、

一五㎐又は二〇㎐の基地局の場合

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五㎐の基地局にあつては希望波の周波数から(±)五・〇〇二五㎐離れた周波数において、チャネル間隔が一〇㎐の基地局にあつては希望波の周波数から(±)七・五〇七五㎐離れた周波数において、チャネル間隔が一五㎐の基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇・〇一二五㎐離れた周波数において、チャネル間隔が二〇㎐の基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五〇二五㎐離れた周波数において、帯域幅が五㎐の変調された妨害波を(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4

最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

(1) チャネル間隔が三㎐の基地局の場合

基準感度より二四デシベル高い希望波に対し希望波の周波数から

数から(±)一〇・〇一二五㎐離れた周波数において、チャネル間隔が二〇㎐の基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五〇二五㎐離れた周波数において、帯域幅が五㎐の変調された妨害波を(一)二八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

相互 変調 特性	
<p>1 最大送信電力が三八デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>(1) チャネル間隔が三MHzの基地局の場合</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）六MHz及び（±）一二MHz（複号同順とする。）離れた周波数に</p>	<p>（±）三・〇〇七五MHz離れた周波数において、帯域幅が三MHzの変調された妨害波を（一）二八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上</p> <p>(2) チャネル間隔が五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合</p> <p>基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）五・〇〇二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）七・五〇七五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇・〇一二五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五〇二五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）二八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上</p>
<p>2 略</p> <p>チャネル間隔が三MHzのもの</p> <p>基準感度より八デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）六MHz及び（±）一二MHz（複号同順とする。）離れた周波数において（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が三MHzの変調された妨害</p>	<p>略</p>
<p>相互 変調 特性</p> <p>1 最大送信電力が三八デシベル（二ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地</p>	<p>略</p>
<p>「1 同上」</p> <p>「新設」</p>	<p>略</p>

おいて、それぞれ(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が三MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3] 6] [略]

2

(2) チャネル間隔が五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合  
 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・三七五MHz及び(±)二二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・一二五MHz及び(±)二七・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

2  
 最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワット

2] 5] [同上]

2

最大送信電力が二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの  
 基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・三七五MHz及び(±)二二・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一四・七五MHz及び(±)二五MHz(複号同順とする。)

離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・一二五



域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3

最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超え二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のものを〇デシベルとする。）以下のもの

(1) チャネル間隔が三MHzの基地局の場合

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）六MHz及び（±）一二MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が三MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

(2) チャネル間隔が五MHz、一〇MHz、

一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合  
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・三七五MHz及び（±）二二・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一四・七五MHz及び（±）二五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が

以下のもの

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・三七五MHz及び（±）二二・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一四・七五 MHz 及び（±）二五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一七・一二五MHz及び（±）二七・五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・一二五MHz及び(±)二七・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

4

最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

(1) チャネル間隔が三MHzの基地局の場合

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)六MHz及び(±)一二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が三MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

(2) チャネル間隔が五MHz、一〇MHz、

一五MHz又は二〇MHzの基地局の場合  
基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・三七五MHz及び(±)二二・五MHz(複号

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	<p>〔注 略〕</p> <p>〔六の二〇二十四 略〕</p>	<p>同順とする。離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一四・七五MHz及び(±)二五MHz(複号同順とする。離れた周波数において、チャネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・一二五MHz及び(±)二七・五MHz(複号同順とする。離れた周波数において、それぞれ(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スロープットがその最大値の九五%以上</p>
	<p>〔注 同上〕</p> <p>〔六の二〇二十四 同上〕</p>	<p>同上</p>

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六第一項第二号及び別表第三号17(1)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百五十三号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 陸上移動局の送信装置</p> <p>(1) 陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九二五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）</p> <p>ア 送信する電波の周波数が七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>(2) 基地局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）</p> <p>〔ア 略〕</p> <p>イ 送信する電波の周波数が七一五MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のもの</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔ウ 略〕</p> <p>2 陸上移動中継局の送信装置</p> <p>(1) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）</p> <p>ア 送信する電波の周波数が七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔注略〕</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>(2) 基地局と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）</p> <p>〔ア 略〕</p> <p>イ 送信する電波の周波数が七一五MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のもの</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔ウ 略〕</p> <p>二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、送信周波数帯域内に二</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>1 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>ア 送信する電波の周波数が七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>(2) 〔同上〕</p> <p>〔ア 同上〕</p> <p>イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のもの</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔ウ 同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>(1) 〔同上〕</p> <p>ア 送信する電波の周波数が七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔注同上〕</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>(2) 〔同上〕</p> <p>〔ア 同上〕</p> <p>イ 送信する電波の周波数が七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のもの</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔ウ 同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>二</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>ついではこの限りでない。</p> <p>1 陸上移動局の送信装置</p> <p>(1) 陸上移動局対向器に係るもの</p> <p>ア 送信する電波の周波数が七七〇㎒を超え八〇三㎒以下、八六〇㎒を超え八九〇㎒以下又は九四五㎒を超え九六〇㎒以下のもの</p> <p>送信周波数帯域の端から二・五㎒及び七・五㎒離れた周波数を中心周波数とする一㎒の帯域幅における平均電力が(一)三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下の値</p> <p>「イ 略」</p> <p>(2) 基地局対向器に係るもの</p> <p>「ア 略」</p> <p>イ 送信する電波の周波数が七一五㎒を超え七四八㎒以下、九〇〇㎒を超え九一五㎒以下、一、四二七・九㎒を超え一、四六二・九㎒以下又は一、七二〇㎒を超え一、七八五㎒以下のもの</p> <p>「ア・イ 略」</p> <p>「ウ 略」</p> <p>「三 略」</p> <p>2 陸上移動中継局の送信装置</p> <p>(1) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの</p> <p>ア 送信する電波の周波数が七七〇㎒を超え八〇三㎒以下、八六〇㎒を超え八九〇㎒以下又は九四五㎒を超え九六〇㎒以下のもの</p> <p>送信周波数帯域の端から二・五㎒及び七・五㎒離れた周波数を中心周波数とする三・八四㎒の帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル低い値又は二・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>「イ 略」</p> <p>(2) 基地局と通信を行うもの</p> <p>「ア 略」</p> <p>イ 送信する電波の周波数が七一五㎒を超え七四八㎒以下、九〇〇㎒を超え九一五㎒以下、一、四二七・九㎒を超え一、四六二・九㎒以下又は一、七二〇㎒を超え一、七八五㎒以下のもの</p> <p>「ア・イ 略」</p> <p>「ウ 略」</p> <p>「三 略」</p>
	<p>1 「同上」</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>ア 送信する電波の周波数が七七三㎒を超え八〇三㎒以下、八六〇㎒を超え八九〇㎒以下又は九四五㎒を超え九六〇㎒以下のもの</p> <p>「同上」</p> <p>「イ 同上」</p> <p>(2) 「同上」</p> <p>「ア 同上」</p> <p>イ 送信する電波の周波数が七一八㎒を超え七四八㎒以下、九〇〇㎒を超え九一五㎒以下、一、四二七・九㎒を超え一、四六二・九㎒以下又は一、七二〇㎒を超え一、七八五㎒以下のもの</p> <p>「ア・イ 同上」</p> <p>「ウ 同上」</p> <p>「三 同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>ア 送信する電波の周波数が七七三㎒を超え八〇三㎒以下、八六〇㎒を超え八九〇㎒以下又は九四五㎒を超え九六〇㎒以下のもの</p> <p>「同上」</p> <p>「イ 同上」</p> <p>(2) 「同上」</p> <p>「ア 同上」</p> <p>イ 送信する電波の周波数が七一八㎒を超え七四八㎒以下、九〇〇㎒を超え九一五㎒以下、一、四二七・九㎒を超え一、四六二・九㎒以下又は一、七二〇㎒を超え一、七八五㎒以下のもの</p> <p>「ア・イ 同上」</p> <p>「ウ 同上」</p> <p>「三 同上」</p>

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第八項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前																
<p>次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数(ホ、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1257 224 1292 600">無線局</th> <th data-bbox="1257 600 1292 1120">周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="909 224 1257 600">           1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する無線局 (一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)         </td> <td data-bbox="909 600 1257 1120">           715MHzを超え718MHz以下            1,710MHzを超え1,750MHz以下            [略]         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="944 224 979 600">           2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの         </td> <td data-bbox="944 600 979 1120">           770MHzを超え773MHz以下            1,805MHzを超え1,845MHz以下            [略]         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="909 224 944 600">[3・4 略]</td> <td data-bbox="909 224 944 1120">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注 略]</p>	無線局	周波数	1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する無線局 (一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)	715MHzを超え718MHz以下 1,710MHzを超え1,750MHz以下 [略]	2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	770MHzを超え773MHz以下 1,805MHzを超え1,845MHz以下 [略]	[3・4 略]	[略]	<p>[同左]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1257 1158 1292 1534">無線局</th> <th data-bbox="1257 1534 1292 2045">周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="909 1158 1257 1534">1 [同左]</td> <td data-bbox="909 1534 1257 2045">           1,710MHzを超え1,750MHz以下            [同左]         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="944 1158 979 1534">2 [同左]</td> <td data-bbox="944 1534 979 2045">           1,805MHzを超え1,845MHz以下            [同左]         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="909 1158 944 1534">[3・4 同左]</td> <td data-bbox="909 1158 944 2045">[同左]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注 同左]</p>	無線局	周波数	1 [同左]	1,710MHzを超え1,750MHz以下 [同左]	2 [同左]	1,805MHzを超え1,845MHz以下 [同左]	[3・4 同左]	[同左]
無線局	周波数																
1 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する無線局 (一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)	715MHzを超え718MHz以下 1,710MHzを超え1,750MHz以下 [略]																
2 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	770MHzを超え773MHz以下 1,805MHzを超え1,845MHz以下 [略]																
[3・4 略]	[略]																
無線局	周波数																
1 [同左]	1,710MHzを超え1,750MHz以下 [同左]																
2 [同左]	1,805MHzを超え1,845MHz以下 [同左]																
[3・4 同左]	[同左]																
備考 表中の「」の記載は注記による。																	

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第三百十九号（電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
次の表の左欄に掲げる無線局に使用させる電波の周波数は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。			
無線局		周波数	
1 施行規則第 15 条の 2 第 2 項第 1 号に掲げる基地局	770MHz を超え 803MHz 以下 [略]	1 [同左]	773MHz を超え 803MHz 以下 [同左]
2 施行規則第 15 条の 2 第 2 項第 3 号に掲げる陸上移動中継局	715MHz を超え 748MHz 以下 770MHz を超え 803MHz 以下 [略]	2 [同左]	718MHz を超え 748MHz 以下 773MHz を超え 803MHz 以下 [同左]
備考 表中の「」の記号は注記による。			

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第二号及び第五項第一号並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第三百三十八号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるものうち、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に及び、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に輻射される平均電力が(一)一三 dBm (電力の一ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。以下同じ。)以下の値であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)
三	三	二・七
四	四	三・八四
六	六	二・七
九	九	三・八四
五	五	四・五
一〇	一〇	四・五

〔注略〕

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の(ア)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に及び、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に及び、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。この場合において、連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、各搬送波に関する(ア)又は(イ)の許容値を適用する。

(ア) 容量

チャンネル間隔 (MHz) (注1)	離調周波数 (MHz) (注2)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

一 〔同上〕

1 〔同上〕

(1) 〔同上〕

ア 〔同上〕

〔同上〕

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)
五	五	四・五
一〇	一〇	四・五

〔注 同上〕

〔イ 同上〕

(2) 〔同上〕

ア 〔同上〕

〔同上〕

(ア) 〔同上〕

チャンネル間隔 (MHz) (注1)	離調周波数 (MHz) (注2)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

一八〇㎓	二・六	三・八四	(一) 五〇dBm
三㎓	三	二・七	(二) 五〇dBm
四	三・八四	(一) 五〇dBm	(二) 五〇dBm
[略]	[略]	[略]	[略]

(イ) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔 (離調周波数) (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値 (注3)
一八〇㎓ (注1)	二・六	(一) 三六・二dBc
三㎓	二・七	(一) 二九・二dBc
四	三・八四	(一) 三三・二dBc
[略]	[略]	[略]

〔イ 略〕

2 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ハの総務大臣が別に告示する基地局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(1) 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

ア 三チャンネル間隔が三MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)四MHz、(±)九MHz及び(±)一四MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

イ 連続する搬送波を同時に送信する送信装置

(2) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波について(1)イからオまでの許容値を適用する。

〔3 略〕

4 設備規則第四十九条の六の九第五項第一号の総務大臣が別に告示する周波数の範囲は、次の表の上欄に掲げる通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数を、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔と同じチャンネル間隔の陸上移動局の送信周波数帯域の上端及び下端から除いた範囲とする。

通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔 (MHz)	周波数 (MHz)
三	〇・一九
五	〇・二一
[略]	[略]

一八〇㎓	二・六	三・八四	(一) 五〇dBm
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

(イ) 〔注 同上〕

チャンネル間隔 (離調周波数) (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値 (注3)
一八〇㎓ (注1)	二・六	(一) 三六・二dBc
[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]

〔注 同上〕

〔イ 同上〕

(1) 〔同上〕

〔新設〕

ア 〔同上〕

(2) 〔同上〕

同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波について(1)アからエまでの許容値を適用する。

〔3 同上〕

〔同上〕

通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔 (MHz)	周波数 (MHz)
五	〇・二一
[同上]	[同上]

5 設備規則別表第二号第12の5(6)の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合における当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

〔表略〕

6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

チャネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
三㎒	五〇㎒以上三・〇五㎒未満	任意の一〇〇㎒の帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-3.5 - (10 / 3) \times (\Delta f - 0.05) \text{ dBm}$ $\Delta f$ は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位 MHz）とする。
	三・〇五㎒以上六・〇五㎒未満	任意の一〇〇㎒の帯域幅における平均電力が(一)一三・五dBm以下の値
	六・〇五㎒以上	任意の一〇〇㎒の帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値。ただし、離調周波数が六・五㎒以上の場合において、一・八〇五㎒を超え一、八八〇㎒以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一、〇〇〇㎒の帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値とする。
五㎒、一〇㎒、一五㎒又は二〇㎒	五〇㎒以上五・〇五㎒未満	任意の一〇〇㎒の帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5 - 1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ dBm}$ $\Delta f$ は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位 MHz）とする。
	五・〇五㎒以上一〇・〇五㎒未満	任意の一〇〇㎒の帯域幅における平均電力が(一)一一・五dBm以下の値
	一〇・〇五㎒以上	任意の一〇〇㎒の帯域幅における平均電力が(一)一〇・〇五dBm以下の値

5 設備規則別表第二号第12の5(5)の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合における当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

〔表同上〕

6 〔同上〕

(1) 〔同上〕

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇㎒以上五・〇五㎒未満	任意の一〇〇㎒の帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5 - 1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ dBm}$ $\Delta f$ は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位 MHz）とする。
五・〇五㎒以上一〇・〇五㎒未満	任意の一〇〇㎒の帯域幅における平均電力が(一)一一・五dBm以下の値
一〇・〇五㎒以上	任意の一〇〇㎒の帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値とする。

力が(一)一三dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあっては、任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値とする。

注1 基地局が使用する周波数帯(七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。)の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。  
 [2~4 略]

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

チャンネル間隔 (注1)	離調周波数(注2)	不要発射の強度の許容値
一八〇kHz	〇kHz 〇kHzを超え一〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二七・五dBm以下の値 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $27.5 - (31 / 100 \times \Delta f)$ dBm $\Delta f$ は、離調周波数(単位 kHz) とする。
	一〇〇kHz以上一五〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $-3.5 - (3 / 50) \times (\Delta f - 100)$ dBm $\Delta f$ は、離調周波数(単位 kHz) とする。
	一五〇kHz以上三〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $-6.5 - (7 / 50) \times (\Delta f - 150)$ dBm $\Delta f$ は、離調周波数(単位 kHz) とする。
	三〇〇kHz以上五〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力

(2) [同上]

ア [同上]

注1 基地局が使用する周波数帯(七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。)の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。  
 [2~4 同上]

チャンネル間隔 (注1)	離調周波数(注2)	不要発射の強度の許容値
一八〇kHz	〇kHz 〇kHzを超え一〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二七・五dBm以下の値 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $27.5 - (31 / 100 \times \Delta f)$ dBm $\Delta f$ は、離調周波数(単位 kHz) とする。
	一〇〇kHz以上一五〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $-3.5 - (3 / 50) \times (\Delta f - 100)$ dBm $\Delta f$ は、離調周波数(単位 kHz) とする。
	一五〇kHz以上三〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $-6.5 - (7 / 50) \times (\Delta f - 150)$ dBm $\Delta f$ は、離調周波数(単位 kHz) とする。
	三〇〇kHz以上五〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力

三 MHz	満	が次の式により求められる値以下の値 $-27.5 - (3/100) \times (\Delta f - 300) \text{ dBm}$ $\Delta f$ は、離調周波数 (単位 kHz) とす る。
	五〇〇kHz以上一、七〇〇kHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三三・五 dBm 以下の値
一、〇〇〇kHz未満	一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一一・五 dBm 以下の値
	満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 八・五 dBm 以下の値
五MHz以上六MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 二三・五 dBm 以下の値	

〔注 略〕

〔イ 略〕

7 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 略

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
〔略〕	〔略〕
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七〇MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
四七〇MHz以上七一〇MHz以下	1 七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用するもの (チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものに限る。)
七七〇MHz以上七七三MHz未満	2 任意の六MHzの帯域幅における平均電力が (一) 二六・二 dBm 以下の値
	1 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値

満	が次の式により求められる値以下の値 $-27.5 - (3/100) \times (\Delta f - 300) \text{ dBm}$ $\Delta f$ は、離調周波数 (単位 kHz) とす る。
	五〇〇kHz以上一、七〇〇kHz未満

〔注 同上〕

〔イ 同上〕

7

(1) 同上

(2) 同上

周波数	不要発射の強度の許容値
〔同上〕	〔同上〕
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)	〔同上〕
〔同上〕	1 七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用するもの
七七三MHz以上八〇三MHz以下	2 〔同上〕
	1 七一八MHzを超え七四八MHz以下又は一、七一〇MHzを超

<p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五MHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下、一、八八</p>	<p>九四五MHz以上九六〇MHz以下</p>	<p>八六〇MHz以上八九〇MHz以下</p>	<p>七七三MHz以上八〇三MHz以下</p>	
<p>〔略〕</p>	<p>1 七一五MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は一、七一〇MHzを超え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>2   九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が三MHzのものに限る。） 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値</p> <p>3   1及び2に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p>	<p>1 七一五MHzを超え七四八MHz以下又は一、七一〇MHzを超え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値</p>	<p>するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三二dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値</p>
<p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五MHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下、一、八八</p>	<p>九四五MHz以上九六〇MHz以下</p>	<p>八六〇MHz以上八九〇MHz以下</p>		
<p>〔同上〕</p>	<p>1 七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は一、七一〇MHzを超え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>	<p>2   1に掲げる以外のもの 〔同上〕</p> <p>〔新設〕 〔同上〕</p>	<p>1 八一五MHzを超え八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p>	<p>え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値</p>

<p>四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下、二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下、二、三三〇MHz以上二、三七〇MHz以下、三、四〇〇MHz以上四、一〇〇MHz以下及び四、五〇〇MHz以上四、九〇〇MHz以下を除く。）</p>	<p>一、四七五・九MHz以上一、四九六・七MHz未満 四九六・七MHz未満</p>	<p>一、四九六・七MHz以上一、五一〇・九MHz以下 一、八〇五MHz以上二、八四五MHz未満</p>	<p>〔略〕 二、一一〇MHz以上二、一四四・四MHz未満 四・四MHz未満 二、一四四・四MHz以上二、一七〇MHz以下</p>	<p>二、三三〇MHz以上二、三七〇MHz以下</p>
<p>1 七三七・九五MHzを超え七四八MHz以下又は一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、チャネル間隔が五MHzのものに限る。） 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>1 七一五MHzを超え七一八MHz以下又は一、七一〇MHzを超え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>〔略〕 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値 1 七一五MHzを超え七二三・三三MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p>	<p>1 七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p>

<p>四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下、二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下、三、四〇〇MHz以上三、四一九・四MHz以下及び三、五〇〇・六MHz以上三、六〇〇MHz以下を除く。）</p>	<p>一、四七五・九MHz以上一、四九六・六MHz未満 四九六・六MHz未満</p>	<p>一、四九六・六MHz以上一、五一〇・九MHz以下 一、八〇五MHz以上一、八四五MHz未満</p>	<p>〔同上〕 二、一一〇MHz以上二、一五三・六MHz未満 三・六MHz未満 二、一五三・六MHz以上二、一七〇MHz未満</p>	<p>三、四〇〇MHz以上三、四一九・四MHz以下</p>
<p>1 七三七・九五MHzを超え七四八MHz以下又は一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が五MHzのものに限る。） 〔同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>1 一、七一〇MHzを超え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>	<p>〔同上〕 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値 1 七一八MHzを超え七二三・三三MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p>	<p>1 一、七一〇MHzを超え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p>

<p>三、五九〇・三MHz以上三、六〇〇MHz未満</p>	<p>1 七・一五MHzを超え七・一八MHz以下又は一、七・一〇MHzを超え一、七・五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの  (一) 五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p>
<p>三、五七四・七MHz以上三、五九〇・三MHz未満</p>	<p>1 一、七・一〇MHzを超え一、七・五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの  任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの  任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三〇dBm以下の値</p>
<p>三、五〇〇・七MHz以上三、五七四・七MHz未満</p>	<p>1 七・一五MHzを超え七・一八MHz以下又は一、七・一〇MHzを超え一、七・五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの  任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの  任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三〇dBm以下の値</p>
<p>三、四一九・三MHz以上三、五〇〇・七MHz未満</p>	<p>1 七・一五MHzを超え七・一八MHz以下の周波数の電波を使用するもの  任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの  任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三〇dBm以下の値</p>
<p>三、四〇〇MHz以上三、四一九・三MHz未満</p>	<p>1 七・一五MHzを超え七・一八MHz以下又は一、七・一〇MHzを超え一、七・五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの  任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの  任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三〇dBm以下の値</p>

<p>三、五〇〇・六MHz以上三、六〇〇MHz以下</p>	<p>1 一、七・一〇MHzを超え一、七・五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの  任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの  任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三〇dBm以下の値</p>
<p>(一) 五〇dBm以下の値</p>	<p>2 1に掲げる以外のもの  任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三〇dBm以下の値</p>

<p>三、六〇〇MHz以上四、一〇〇MHz以下</p>	<p>1 七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p>
<p>四、五〇〇MHz以上四、九〇〇MHz以下</p>	<p>1 七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p>

  

<p>注1 九MHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八〇五MHz未満、一、八八〇MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え二・七五MHz未満の周波数帯については、一八〇kHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一・八MHz以上、三MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz以上、五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から三三・五MHz以上、一・〇八MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に定めたこの注1に規定する送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、この表のそれぞれのチャネル間隔（一八〇kHzのものを除く。）の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯域の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数からの周波数以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。</p>	<p>注1 九MHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八〇五MHz未満、一、八八〇MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え二・七五MHz未満の周波数帯については、一八〇kHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一・八MHz以上、五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から三三・五MHz以上、一・〇八MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に定めたこの注1に規定する送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、この表のそれぞれのチャネル間隔（一八〇kHzのものを除く。）の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯域の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数からの周波数以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。</p>
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[2・3 略]

[2・3 同上]

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条の二第一項第一号の規定に基づき、令和四年総務省告示第三百三十四号（電波の特性その他の事項を勘案した周波数の範囲を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前												
<p>次の表左欄に掲げる無線局の種類に係る周波数の範囲は、それぞれ同表右欄に掲げるものとす る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1252 224 1292 600">無線局の種類</th> <th data-bbox="1252 600 1292 1108">周波数の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1117 224 1252 600">電気通信業務用基地局（電波法（昭和25年法律第131号）第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局をいう。以下同じ。）</td> <td data-bbox="1117 600 1252 1108">(1) <u>770MHz</u>を超え803MHz以下 〔2〕～〔5〕 略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 224 1117 600">〔略〕</td> <td data-bbox="1077 600 1117 1108">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注 略〕</p>	無線局の種類	周波数の範囲	電気通信業務用基地局（電波法（昭和25年法律第131号）第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局をいう。以下同じ。）	(1) <u>770MHz</u> を超え803MHz以下 〔2〕～〔5〕 略]	〔略〕	〔略〕	<p>〔同左〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1252 1153 1292 1529">無線局の種類</th> <th data-bbox="1252 1529 1292 2038">周波数の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1117 1153 1252 1529">〔同左〕</td> <td data-bbox="1117 1529 1252 2038">(1) <u>773MHz</u>を超え803MHz以下 〔2〕～〔5〕 同左]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1153 1117 1529">〔同左〕</td> <td data-bbox="1077 1529 1117 2038">〔同左〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注 同左〕</p>	無線局の種類	周波数の範囲	〔同左〕	(1) <u>773MHz</u> を超え803MHz以下 〔2〕～〔5〕 同左]	〔同左〕	〔同左〕
無線局の種類	周波数の範囲												
電気通信業務用基地局（電波法（昭和25年法律第131号）第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局をいう。以下同じ。）	(1) <u>770MHz</u> を超え803MHz以下 〔2〕～〔5〕 略]												
〔略〕	〔略〕												
無線局の種類	周波数の範囲												
〔同左〕	(1) <u>773MHz</u> を超え803MHz以下 〔2〕～〔5〕 同左]												
〔同左〕	〔同左〕												
備考 表中の「」の記号は省略される。													

9 添別  
○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令  
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準</p> <p>【第1 略】</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>【(1)～(15) 略】</p> <p>(16) 携帯無線通信を行う無線局等</p> <p>【ア～ケ 略】</p> <p>ケ 周波数の指定</p> <p>周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。なお、干渉等の理由により、使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。</p> <p>【(ア)～(オ) 略】</p> <p><u>【カ】 削除</u></p> <p>【(キ)～(サ) 略】</p> <p>【コ・サ 略】</p> <p>シ 他の無線局との干渉調整等</p> <p>【(ア)～(カ) 略】</p> <p><u>【キ】 770MHzを超え803MHz以下の周波数の電波を使用する無線局にあつては、地上デジタル放送（人工衛星の無線局以外の無線局により行われるテレビジョン放送をいう。以下この（キ）において同じ。）の受信電波を増幅するブースターその他の受信設備（「地上デジタル放送の受信設備」という。以下この（キ）、（ク）及び（ケ）において同じ。）に作用することにより発生する地上デジタル放送の受信障害を防止し、又は解消するため、当該防止又は解消に係る対応を行う窓口の設置、地上デジタル放送の受信設備へのフェイルタの挿入又はブースターの交換の実施並びに地上デジタル放送を行う基幹放送事業者（放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいう。）との連絡及び調整に関する措置を講ずるものであること。ただし、混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>【ク】 770MHzを超え773MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、次に示す措置を講ずるものであること。ただし、混信その他の妨害を与えないことが明</u></p>	<p>別紙2（第5条関係） 【同左】</p> <p>【第1 同左】</p> <p>第2 【同左】</p> <p>1 【同左】</p> <p>【(1)～(15) 同左】</p> <p>(16) 【同左】</p> <p>【ア～ケ 同左】</p> <p>ケ 【同左】</p> <p>【(ア)～(オ) 同左】</p> <p><u>【カ】 平成34年9月30日までの間においては、1,730MHzを超え1,750MHz以下及び1,825MHzを超え1,845MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の免許を申請する者は、1,749.9MHzを超え1,764.9MHz以下又は1,844.9MHzを超え1,859.9MHz以下の周波数の電波を使用して携帯無線通信の業務を行う無線局の免許人との間で、混信その他の妨害を与えないことについて合意していること。ただし、混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。</u></p> <p>【(キ)～(サ) 同左】</p> <p>【コ・サ 同左】</p> <p>シ 【同左】</p> <p>【(ア)～(カ) 同左】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>

らかであるときは、この限りでない。

A 地上デジタル放送の受信設備に対し混信その他の妨害を与えるおそれがある地域において、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信電力制御を適切に行う措置

B 地上デジタル放送の受信設備並びに特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局（710MHzを超え714MHz以下の周波数の電波を使用するものであって、文化施設等において使用されるものに限る。以下（ウ）及び（コ）において同じ。）に対し混信その他の妨害を与えるおそれがある地域において、715MHzを超え718MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動中継局及び陸上移動局の無線設備の送信電力を下げるため、基地局を稠密に開設する措置

（ウ） 715MHzを超え718MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動中継局のうち屋外に設置するものにあつては、地上デジタル放送の受信設備並びに特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局に対し混信その他の妨害を与えないために必要な離隔距離を確保するとともに、帯域内干渉の影響を低減する送信フェルタを挿入する措置を講ずるものであること。ただし、混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

（コ） 715MHzを超え718MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動中継局又は陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）のうち基地局と通信を行う空中線を屋内に設置するものにあつては、特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局と同一の屋内での運用を行わないための措置を講ずるものであること。ただし、混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

（サ） 770MHzを超え773MHz以下の周波数の電波を使用する基地局又は陸上移動中継局の免許を申請する者は、710MHzを超え714MHz以下の周波数の電波を使用する特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの免許人及び関係者に対し、基地局及び陸上移動中継局の設置場所等の情報の事前提供、当該免許人及び関係者からの問合せ窓口の設置その他の妨害を防止し、又は解消するための措置を講ずるものであること。ただし、混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りでない。

【ヌ～タ 略】

【別表(16)－1・(16)－2 略】

【(17)～(21) 略】

【2～4 略】

【第3～第5 略】

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

【ヌ～タ 同左】

【別表(16)－1・(16)－2 同左】

【(17)～(21) 同左】

【2～4 同左】

【第3～第5 同左】

## 附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。